

食品安全委員会プリオン専門調査会

第106回会合議事録

1. 日時 平成29年8月24日（木） 13:58～14:46

2. 場所 食品安全委員会 大会議室

3. 議事

(1) 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

村上座長、門平専門委員、高尾専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、
中村好一専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

山本委員

(説明者)

厚生労働省 梅田室長

(事務局)

川島事務局長、吉岡評価第二課長、今西課長補佐、大快係長、大西技術参与

5. 配布資料

資料1 英国のBSE対策の経緯等について

資料2 英国の出生年別のBSE発生状況等

参考資料1 食品健康影響評価について

「英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」

参考資料2-1 食品健康影響評価について

「牛由来ゼラチン及びコラーゲンの肥料利用に関する規制の見直し
について」

参考資料2-2 食品健康影響評価について（回答）

「牛由来ゼラチン及びコラーゲンの肥料利用に関する規制の見直し

について」

6. 議事内容

○村上座長 ただいまから第106回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は、9名の専門委員が御出席でございます。

欠席の専門委員は、筒井専門委員、堂浦専門委員、眞鍋専門委員、水澤専門委員の4名でございます。

さらに、食品安全委員会からは山本委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第106回プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

○今西課長補佐 配付資料の確認の前に、事務局の人事異動がございましたので御報告させていただきます。7月10日付で鋤柄評価第二課長の後任として吉岡が着任しております。

○吉岡評価第二課長 よろしく願いいたします。

○今西課長補佐 よろしく願いいたします。

それでは、配付資料の確認いたします。資料のほうは、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに5点になっております。資料1、資料2、参考資料1、参考資料2-1、2-2という5点になっております。不足等があれば、事務局のほうに御連絡ください。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付しておりますが、お席後ろの卓上にファイルで用意しております。必要に応じ、適宜御覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては著作権の関係と大部になりますこと等から、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

○村上座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日の食品安全委員会決定「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○今西課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する、調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。諮問事項「牛由来ゼラチン及びコラーゲンの肥料利用に関する規制の見直しについて」を御審議いただきました。農林水産省からの諮問文書は参考資料2-1にございます。審議結果については欠席の専門委員にも確認後、7月4日の第656回食品安全委員会への報告、審議を経て、同日付で食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するとし、農林水産省へ通知されました。通知文書は既に事務局から送付があったと思いますが、参考資料2-2のとおりとなっております。

それでは、本日の議事(1)を開始いたします。本件は8月3日に厚生労働省から「英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」の諮問があり、8月8日の第661回食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものでございます。

最初に、厚生労働省の梅田輸入食品安全対策室長から諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○梅田室長 厚労省輸入食品安全対策室長の梅田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今、御紹介いただきました、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件の設定について、8月3日に諮問させていただきましたところ、その内容について簡単に御説明を申し上げたいと思います。

参考資料1に諮問書をつけていただいております、その裏に「1 諮問の背景及び趣旨」がございます。

まず、その背景及び趣旨でございます。2001年、平成13年以降、BSE発生国につきましては、法的に牛肉及びそれらの加工品について輸入を禁止しているということで対応をしてくれているところでございます。英国につきましては、それ以前の1996年、平成8年から自粛ということではございますけれども、輸入自粛を指導してきたという経緯がございます。御案内のとおり、BSE対策につきましては、BSEリスクが世界的に低下していることを踏まえまして、適宜見直しを行ってきておりまして、これまでも安全性評価の諮問をさせていただいているところでございますが、今般、英国より評価に必要な資料が提出されたということがございまして、諮問をさせていただいたという次第でございます。

具体的な諮問内容としましては、2番のところに書いてございます。牛の肉及び内臓につきましては、これまで諮問いたしました国のものと同様の内容となっております。めん羊、山羊の肉及び内臓につきましても、2015年、平成27年6月に諮問いたしました国境措置に係る諮問内容と同様の内容になってございます。具体的にはそこに書いてございますが、牛につきましては月齢制限について、現行の輸入禁止から30か月齢以下とした場合の

リスクの比較ということでございます。また、SRMの範囲につきましては現行の輸入禁止から全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱に変更した場合のリスクを比較するというところでございます。さらにこれらの評価を終えた後、③として、国際的な基準を踏まえてのさらなる月齢の規制閾値の引き上げに関するリスクについても評価をお願いしているところでございます。

また、めん羊及び山羊の肉並びに内臓につきましては（2）にございますように、現行の輸入禁止から、SRMの範囲を12か月齢超の頭部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入するという場合のリスクを比較していただくということをお願いしているところでございます。

続きまして、資料1に基づきまして、英国のBSE対策の経緯等について簡単に御説明をさせていただきますと思います。

2 ページ目、まず、飼料規制でございます。1994年には乳動物に由来しますたん白質の反すう動物への使用禁止ということでございまして、それ以降、2001年には全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用を禁止されたということになっております。

サーベイランスにつきましては、2001年にBSEサーベイランスの開始ということで緊急と畜牛（30か月齢超）、死亡牛等のサーベイランスの開始がなされているということでございまして、その後、2009年には基準の変更ということで緊急と畜牛（24か月齢超）、死亡牛等に変更されたということでございます。

健康と畜牛のBSE検査については2001年に開始されておりました、2009年にその対象を30か月齢超に引き上げている。また、2011年には48か月齢超に引き上げるというようなこと。同じ年の7月には72か月齢超に引き上げるというようなことで進められておりました、2013年には健康と畜牛のBSE検査を廃止することに至っているということでございます。

その表の中で2008年を御覧いただきますと、OIE総会においてBSEステータスでありますけれども、「管理されたリスク」の国と認定されておりました、その後、2017年、今年の総会において、「無視できるリスク」の地域ということで、これは北アイルランドとスコットランドに限定したものでありますけれども、そのステータスが「無視できるリスク」の地域と認定されたということでございます。

3 ページに行きまして、と畜場における規制でございます。SRM関連の規制としまして、1989年になりますけれども、脳、脊髄、扁桃及び小腸を特定臓器として食用を禁止することが開始されております。その後、1996年には30か月齢超の牛肉の食用禁止という措置が行われるというようになり、1998年には特定部位、SRMの範囲の規定が牛とめん羊でそれぞれそういう形になっておりました、そのSRMの変更が2000年に10月に行われていまして、その際には脊柱が新たに追加されたというようなことになっております。

先ほど申し上げた30か月齢超の牛肉の食用禁止につきましては、その後、2005年に1996年8月以前生まれの牛の食用と畜の禁止ということで変更されておりました、その11月に30か月齢超の牛についての食用の禁止が廃止されているということで推移しております。

4 ページ目にBSEの発生件数の推移ということでつけさせていただいております。英国につきましては、この表では欧州全体の中で英国を除くというのが括弧で示させていただいておりますけれども、その下に英国の欄がございますが、2017年7月のウェブサイト上でございますが、累計で18万4,627頭ということで確認がされてございます。

御覧いただければ、近年、BSEの発生状況が減っているということでございますけれども、飼料規制の実行性の観点から重要とされております過去11年以内に出生した定型BSEの牛につきましては2頭あるということでございまして、その点につきましてはこれまでに評価をいただいておりますカナダであるとかフランス、アイルランドといった国と現状としては、大きな差はないものではないかと考えているところでございます。

発生頭数が18万頭以上あるわけでありましてけれども、先ほど申し上げたような飼料規制の実効性という観点で、完全飼料規制の施行が2001年で、以降に生まれた牛で言えば、後ほど事務局のほうでまとめていただいている資料もございましてけれども、28頭という状況になっているということでございます。ちなみにこれまでの発生頭数の中で非定型BSEについてですけれども、合わせて16頭ございまして、内訳はL型が7例、H型が9例ということでございます。

以下の資料につきましては参考ということで、5 ページにはBSEの検査体制についてをつけさせていただいているということでして、6 ページにはSRMの内容で、先ほど申し上げたとおりでございます。

7 ページには飼料規制の比較をつけさせていただいております。EUについて申し上げますれば、ほ乳動物の肉骨粉につきましては家畜への使用が禁止されているという状況が続いているということでございます。

以上、簡単でございますけれども、概要について御説明とさせていただきます。

○村上座長 ありがとうございます。

次に、事務局に資料を用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いします。

○大快係長 それでは、説明させていただきます。資料2を御覧ください。資料2では、英国におけるBSE検査対象月齢の推移とBSEの出生年別摘発状況について、まとめております。先ほどの厚生労働省の説明と被る部分もあると思っておりますけれども、御容赦ください。

表面の検査対象月齢の推移の表を御覧ください。英国におきましては一番右の列ですけれども、臨床症状牛については1988年から全月齢を対象に検査が開始されております。また、2001年7月からは健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛について、30か月齢超の牛を対象とした検査が開始されました。なお、北アイルランドにおいては健康と畜牛は全頭、死亡牛が24か月齢超で検査を実施していたということでございます。その後、健康と畜牛の検査対象月齢につきましては、2011年1月から48か月齢超、さらに2011年7月からは72か月齢超と変更され、2013年3月には検査が廃止されております。

次に死亡牛、緊急と畜牛の検査対象月齢につきましては、2009年1月から24か月齢超、2011年1月からは48か月齢超へと変更されてございまして、今現在は健康と畜牛の検査は行

われておらず、死亡牛、緊急と畜牛の検査が48か月齢超で、臨床症状牛が全月齢を対象に検査が実施されているという状況でございます。

続きまして、裏面を御覧ください。英国ではこれまでに18万頭以上のBSEの感染牛が確認されております。このうち約4万頭については出生年が不明なものとなっておりますけれども、このグラフは出生年がわかるBSE症例について、出生年ごとに整理をしたものでございます。また、このうち、先ほど説明にもございましたけれども、16頭は非定型BSEであることが確認されている症例となります。

英国におきましては、BSE対策として飼料規制を段階的に強化してきており、1988年7月から反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与を禁止しております。1990年9月からは特定牛臓器（SB0）、この中身としましては6か月齢超の脳、脊髄、脾臓、胸腺、扁桃、腸になりますけれども、このSB0の飼料への使用を禁止。1994年6月からはほ乳動物由来たん白質の反すう動物への給与を禁止。1996年3月からはほ乳動物由来たん白質の全ての家畜への給与を禁止。2001年1月からは、これはEU規則にのっとったものでございますけれども、全ての動物由来たん白質の全ての家畜への給与が禁止されました。現在は引き続き、全ての動物由来たん白質の全ての家畜への給与を禁止する、いわゆる完全飼料規制と呼ばれるものが講じられております。

英国におきましては、これまでに18万頭以上のBSE感染牛が確認されており、出生年で見た発生のピークに当たる1987年には、はっきりわかる限りでも3万7,000頭以上の発生が確認されております。一方、このように段階的に飼料規制を強化してきておりまして、それに伴い出生年で見たBSEの発生も徐々に減少してきているというような状況でございます。

この拡大と書いた右上の四角のところが必要な話になりますけれども、飼料規制後に出生したBSE検査陽性牛、通称BARBと呼ばれるものにつきましては、1996年の飼料規制以降の頭数で見ると214頭、2001年の完全飼料規制以降の頭数で見ると、先ほど御説明があったとおり、28頭ということになっております。

また、食品安全委員会が過去に行った国内の健康と畜牛のBSE検査に係る食品健康影響評価、直近のもので昨年2016年8月の検査廃止の評価でございますけれども、この食品健康影響評価において、飼料規制の有効性を見る一つの指標として用いてまいりました、出生年月で見て直近11年間に発生しました定型BSEの牛の数につきましては、ちょうど先月末ごろで出生後11年が経過した2006年7月生まれの1頭がおりますけれども、それを除くと現時点では2頭ということになっております。こちら先ほど説明があったと思っておりますけれども、この発生によって英国のうち、今現在、イングランド及びウェールズはOIEが定める「管理されたリスク」の地域、スコットランド及び北アイルランドは「無視できるリスク」の地域という扱いになってございます。

説明は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

この諮問案件につきましても、これまでと同様、慎重に審議をしてまいりたいと考えて

おります。ただいまの厚生労働省並びに事務局からの説明において、今後十分に議論を深めるためにも積極的に御質問あるいは御意見をお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○門平専門委員 その2007年以降に生まれた2頭についてですけれども、どういう形で見つかったのでしょうか。死亡牛だったのか、臨床症状を出したのか、当時はまだ健康牛の検査もしていたと思いますので、どのような状態で見つかったのかがわかれば教えてください。

○梅田室長 まず、出生年がその2頭のうち1頭が2007年2月7日に生まれたものでありまして、fallen stockということですので、アクティブサーベイランスで見つかった死亡牛といいますか、リスク牛だったということだと思います。もう一頭につきましては、これが最も直近で生まれたものになるわけですけれども、2009年5月31日が誕生日となっております、同じくfallen stockということになっております。

○門平専門委員 ありがとうございます。逆算すれば、もちろん何年生きていたのかという年齢もわかりますので、もしすぐに答えていただけるのであれば、何か月齢で見つかったのかもわかれば教えてください。

○梅田室長 どれだけ生きていたかということで申し上げれば、見つかったのは2009年生まれのもので2015年9月ですので6年と5か月、2007年生まれのもので2013年7月に見つかっておりますので6年と5か月程度ということかと思えます。

○門平専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 よろしいですか。ほかにございませんか。お願いします。

○山本委員 今の牛に関してですが、生まれて育った場所はどこになるかはわかりますか。スコットランド、北アイルランド以外ということでしょうか。

○今西課長補佐 確認させていただいてよろしいですか。時間をいただければと思います。

○村上座長 それでは、回答は後ほどとして、確認をお願いします。

ほかにございませんか。お願いします。

○中村（桂）専門委員 今のことと関係するのですけれども、4ページの発生件数の推移ではありますが、この英国で一くくりになっていますけれども、これまでの経過で北アイルランド、スコットランド、イングランド、ウェールズと4か所があるわけですが、その地域的にどういう経過で来ていて、その最後の2つがどこであるかというところがもしわかりましたら、後でも結構ですので教えていただきたいと思います。

もう一点あります。これから先のことなのですけれども、5ページに現在の検査体制ということで、EUで一くくりになっていますが、今後のことは十分予測ができないにしても、英国での規制の体制と大陸のほうと、今後はさらに詳しく英国独自のものをフォローしていくのか、あるいは不明の点があって、いろいろと予測しがたいところもあるのかどうかというところをお伺いできればと思います。

○村上座長 1つは、先ほどの諮問では英国全体を一括りにしてありますけれども、地域

主義に関する事だと思しますので、その点の説明と、2つ目は、将来見とおしは不透明であるけれども、離脱を見据えた英国とEUとの関係についての御質問だと思いますが、その理解でよろしいですか。では、お願いいたします。

○梅田室長 地域ごとのリスクステータスの違いにつきましては、OIEでステータスに違いを設けて評価をされているということでございますけれども、諮問に当たりましては、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド全てを含む英国全体ということで評価をお願いしております、その評価結果に基づいて、今後の輸入規制を決めていくわけですが、それについては英国全体で私どもとしては規制をしていくということをお願いしているところでございます。

先ほどの御質問にも関係するのですが、2頭出ているということにつきましては、後ほどまた確認をさせていただきますが、イングランド、ウェールズ以外のところどこかということについては、先ほどおっしゃられたようにイングランド、ウェールズ以外であろうということでありましたけれども。

○山本委員 逆だと思っています。

○梅田室長 済みません、逆です。飼育された場所については確認させていただきます。

○大快係長 その2頭につきましては、今、確認させていただいたところ、2007年生まれのものにつきましては、イングランドのケンブリッジシャー州、2009年生まれのものにつきましてはウェールズのカーマーゼンシャー州で生まれて同じ場所でBSEと診断されたということでございます。生まれた場所と診断された場所はどちらも同じとされております。

○山本委員 ありがとうございます。つまり、スコットランドとかには移動はしていませんかったということよろしいですか。

○梅田室長 今、持ち合わせている資料では、経過がわからないのですが、生まれた場所と検出された場所は一致しているということですので、それ以上のところは正確に厳密には、少し確認しないとわかりません。

○山本委員 恐らくその場所を動いていないということだと思うのですが、生まれてから飼育される場所が例えばスコットランドのほうに変わるとか、そういうことは実際にあり得ることなのかをもしおわかりでしたら教えていただきたいのと、わからないようであれば、聞いていただければと思います。

○梅田室長 正確な情報は持ち合わせておりませんが、実際にそういう移動は日本でもあり得ることではありますので、そこは確認したいと思います。

○村上座長 もう一点ですが、将来的に英国とEUの関係はどうなるのでしょうかということです。

○梅田室長 なかなか今後の予定ということについてはわかりませんが、EUではロードマップを公表しております、それに基づいて今後の対応について基本的な方針を決定した上で進めていると承知しております。具体的な情報については持ち合わせておりませんが、どういうことが確認されるなり、データとして集積された場合には次のステップに行

くとか、そういうところがどういう状況になっているか、正確には今は申し上げられませんが、私が承知している限りにおいては、そういうロードマップに基づいた対応を検討しながら進めていくということで承知しているところでございますが、確認したいと思います。

○村上座長 よろしいでしょうか。ほかにございせんか。お願いします。

○横山専門委員 先ほど16頭の非定型BSEが見つかったという話がありましたけれども、どこにその16頭が分布していたのかということがわかれば、先ほどの恐らく2頭とか3頭とかは年齢からすると定型BSEなのかなと思いますけれども、もう少し全体が見やすくなるのかなと思います。先ほどの質問に関連するのですけれども、今後の飼料規制がイギリスはEUが決めた規則に、それに準じた対策を継続するのかどうかということの確認は、やはり非常に大事なポイントなのかなと思います。

○梅田室長 今、手元に先ほどのBSEが確認された牛の出生場所、確認場所について一部しかございせんので、全部のものについて、非定型のものがございせんので、後ほど確認をさせていただきたいと思います。また、飼料規制の今後の見込みといたしますか、予定につきましても御指摘を踏まえて、向こうに確認をさせていただければと思います。

○村上座長 ほかにございせんか。お願いします。

○門平専門委員 この2017年のOIE総会では、北アイルランドとスコットランドは「無視できるリスク」の地域と認定されていますので、もう既に輸出とかはしているのでしょうか。2017年は今年ですので、そんな大きな動きはないかもしれませんが、この2地域から牛の肉や内臓が輸出されたという実績はもうあるのでしょうか。

○梅田室長 日本以外のほかの国として、実績として確認している限りにおいて、香港には出しているということのようです。

○村上座長 よろしいですか。今のことに関係するのですが、今回の英国の評価というのは、ウェールズ、イングランドを含めた、いわゆる「管理されたリスク」の地域を前提として評価していったらよろしいということでしょうか。

○梅田室長 そのことを前提とした評価でお願いしたいと思います。

○村上座長 ほかにございせんか。よろしいでしょうか。

牛の肉及び内臓に関しまして、今回の諮問内容は、これまでの国と同様に月齢制限を30か月齢以下としてSRMを設定した場合のリスクと、その月齢の規制閾値をさらに上げた場合のリスクを評価ということでございますが、厚生労働省とされましては、30か月齢とSRMの評価を先に評価していただきたいということでよろしいでしょうか。

○梅田室長 そのとおりでございます。

○村上座長 ほかにございせんか。お願いします。

○福田専門委員 イギリスのほうでは、牛の月齢の管理は日本と同様というか、きちんとされているということでしょうか。

○梅田室長 トレーサビリティが徹底されておりますので、それによって確認ができる

いうことでありますし、処理においても目視で確認できるような目印となるタグをつけて管理をされるということで確認をしております。

○村上座長 ほかにございませんか。

それでは、幾つか質問もございました。審議の過程においても資料が必要になる場合があります。そういった場合に追加資料の提出をお願いすることになると思いますけれども、御対応をどうぞよろしく願いいたします。梅田室長、ありがとうございました。

○梅田室長 よろしく願いします。

○村上座長 それでは、今後、諮問されました件につきまして審議していくことになりましたが、本日は今後の進め方から議論したいと思います。まず私から案を提示させていただきますので、それに対して御意見を頂戴したいと思います。

まず、評価手法としましては、牛については米加仏蘭の過去の評価を行いました平成24年10月の評価書と同様としてはどうかと思います。つまり、諮問内容（1）の①及び②の規制閾値が30か月齢までの部分を先に審議してはどうかということでございますが、いかがでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

続きまして、感染実験、非定型BSE、vCJDにつきましては、平成24年10月または平成28年8月の国内の健康と畜牛の検査廃止の評価書以降に評価結果に影響を与える新たな科学的な知見はないと考えられますが、これまでと同様にひとまずは記載をしないということとしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 次に諮問内容（2）めん羊及び山羊につきましては、平成28年1月のめん羊及び山羊の評価手法と同様としてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

そういたしますと、評価書のたたき台をつくっていただくことになりますが、厚生労働省提出資料に基づいて起草委員の先生方に御検討をいただきたいと思いますが、これもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにこの件に関して何か御意見等はございませんでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○横山専門委員 全体的な進め方に異論はないのですけれども、今回の場合、「無視できるリスク」の地域と「管理されたリスク」の地域が一つの国の中で混在しているところをどう整理していくのかというのが非常に悩ましいかなと、今、見ていて、いただいている資料は全部イギリスとして、ざっくりとされているもので、そこをうまく整理しておくこと

が非常に大切かなと思います。

○村上座長 御指摘をありがとうございます。これに関して、ほかにございませんか。

今の御意見も踏まえまして、評価書の草案については慎重に検討をしていただきたいと思いますが、起草委員の先生方に作成いただくということになりますので、担当の起草委員の先生方におかれましては、このような御指摘を踏まえて、よろしくお願ひしたいと存じます。また、事務局は適宜作成補助をよろしくお願ひいたします。

また、専門委員の先生におかれましては、引き続き諮問内容に関する質問あるいは用意しておいたほうがよいと思われる資料など、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。いただきました御質問等については担当の起草委員の先生方にお示しをして、検討をしていただきたいと思います。

本日予定しておりました議事につきましては、一とおりに御議論をいただきました。事務局から、ほかになにかございますでしょうか。

○今西課長補佐 先ほど座長のほうからお話があったとおり、必要な資料等、そういったことがあれば、事務局まで御連絡をいただければと思います。ほかの議事についてはございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。次回につきましては日程調整の上お知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。